

ID: 1568

担当部署: 町民課

処分の概要	負担限度額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	介護保険法施行規則 第83条の6第7項（第97条の4及び第172条の2において準用する場合を含む。）		
法令番号	平成11年厚生省令第36号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>省令第83条の6第7項の規定による。                  (特定入所者の負担限度額に係る市町村の認定)</p> <p>第83条の6</p> <p>7 要介護被保険者は、認定証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 再交付申請の理由</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日